

## 公的資料とは

放射線管理手帳発行申請に係る公的資料は、原則として写真付公的資料であり、以下の取扱いとする。

### 1) 写真付公的資料

- a. 運転免許証
- b. 旅券（パスポート）
- c. 写真付住民基本台帳カード
- d. 特別永住者証明書
- e. その他これに相当する書類（写真付きであって、有効期限があり定期的に更新されるもので、国あるいは公安委員会に類する機関が発行するもの。）

なお、旅券（パスポート）は、写真付公的資料であるが、日本人の場合、手書きの漢字氏名の確認のため、住民票<sup>注)</sup>（3カ月以内のもの）、住民票記載事項証明書<sup>注)</sup>（氏名、生年月日および性別が必須項目であり、地方自治体が印刷したものに限り。3カ月以内のもの。）、健康保険被保険者証、住民基本台帳カード（写真なし）のうち一種類を添付する。

注) マイナンバーの記載がないものに限る

### 2) 上記の写真付公的資料を保有していない場合

下記の証明書を二種類以上用意する。

- a. 住民票<sup>注)</sup>（3カ月以内のもの）
- b. 住民票記載事項証明書<sup>注)</sup>（氏名、生年月日および性別が必須項目であり、地方自治体が印刷したものに限り。3カ月以内のもの。）

注) マイナンバーの記載がないものに限る

- c. 健康保険被保険者証、
- d. 住民基本台帳カード（写真なし）

### 3) 手帳発行申請時に公的証明として使用できないもの

- a. 年金手帳
- b. 個人番号カード（マイナンバーカード）
- c. 住民票（マイナンバー記載）
- d. 住民票記載事項証明書（マイナンバー記載）
- e. その他、マイナンバーが記載されている資料